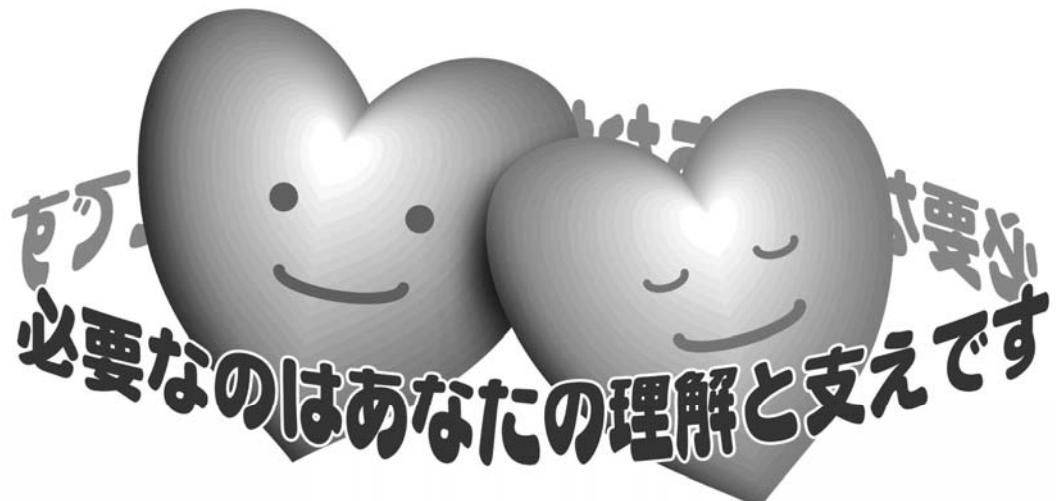


# 犯罪被害者を地域で支える ボランティア養成講座

第 1 回

「犯罪被害者支援の現状等について」

NPO 法人静岡犯罪被害者支援センター  
専務理事兼事務局長 佐々木宏 氏



## 第1 犯罪被害者の現状

### 1 被害者が抱える様々な問題

平穏に生活している中で、突然予期せぬ、犯罪行為による事件・事故に遭うことによって、発生直後から、犯罪被害者(遺族を含む、以下同じ。)の日常生活及び人生は一変する。その行為により、最愛なる家族を失う、負傷する、物を失うなどの生命・身体、財産上の直接的な被害だけではなく、

- 精神的なショックや身体の変調
- 医療費の負担や生活不安、就労・転職・転居・転校等による経済的負担
- 捜査(警察・検察聴取等)や裁判(刑事・民事)の過程における精神的・時間的負担
- 世間の風評やメディアの人権侵害的な取材によるストレス

など、ほぼ同時進行か、若しくは時間差で、かつ短期間に集中して、様々な問題に直面し、対応に追われ、苦しめられる。

このように、犯罪被害者個人の対応能力をはるかに超えた諸問題を、最小限にとどめ、克服させるためには、国・地方公共団体及び犯罪被害者支援機関・団体等が早期に連携し、犯罪被害者の方々の被害の回復、又は軽減し、再び平穏な生活を営むことができるよう支援する必要がある。

### 2 被害者の心理

犯罪被害直後は、身体にも心にも変調をきたすことが多い。

これは、異常なことではなく、突然大きなショックを受けた後では、誰にでも起こり得ることで、周囲の人たちが、被害者の心理等を理解して接し、被害者を責めたり励ましたりすることなど避けるべきである。

被害者の心の傷の回復には、家族など周囲の人々、カウンセラー、医師、支援センターなどの理解と共感と支持がとても大切である。

早期回復には、早期対応が必要、身体等に変化が見られる症状があれば早期相談を。

- 心理的反応  
恐怖・不安感、自責感、脱力・絶望感、孤独・疎外感、怒り・復讐、不信
- 身体的反応  
下痢・吐き気、動悸、極度緊張、不眠、悪夢、食欲不振
- 感情的反応  
感情・感覚麻痺、現実逃避、記憶・判断力の低下

多くの被害者の方は、自ら進んで専門家の助言や診察等を受けるということは、そこに信頼関係が醸成されないと簡単に吐露できないということを理解しておくべきである。

## 第2 犯罪被害者に対する具体的な支援

### 1 早期支援と情報提供

犯罪被害者等基本法の基本理念では、犯罪被害者個々の実情に応じて、適切かつ平穏な生活を取り戻すことができるまでの継続的な支援を講じなければならないとしている。

支援内容は、犯罪被害者の置かれている環境、事件・事故対応、時間経過とともに個々のケース、多様なニーズも異なり、適切な対応、提供できることが求められている。

被害直後から、犯罪被害者が様々な事象に直面している時期に訪問するなどして、ニーズに応じた適切な支援をすることが大切である。

特に、被害直後は、呆然自失状態なので、支援者側が積極的に介入(危機介入)し、心情に配慮しながら、直面している課題に対する不安感の払しょくに傾注したり、また、今後の見通し(刑事手続や刑事・民事裁判等に関すること、医療・福祉に関すること、日常生活支援等)等立てられるよう必要な情報提供をすることが大切であり、安心感を与えることになる。

### 2 精神的な負担の軽減

犯罪被害に遭って起きている症状は、誰しも起こり得る正常な反応であり、極度のストレス等により、瓦解された人間の尊厳の回復、生きる希望をもつことができるような対応が大切である。特に、民間支援団体における電話相談・面接相談は、藁をつかみたい心境で電話等されるわけで、支援側は、被害者心理を踏まえた上で、傾聴等しながら、ニーズを的確に把握して、問題を共に解決する意識が必要である。

また、必要に応じて、臨床心理士や精神科医等のカウンセリング・治療が受けられるよう支援をする。

### 3 経済的負担の軽減

犯罪被害者等給付金の支給等に関する法律に基づく犯罪被害者給付制度は、故意の犯罪行為により不慮の死亡又は重障害という重大な被害を受けたにもかかわらず、何ら公的な救済や加害者側からの損害賠償も得られない被害者等に対して、社会の連帯共助の精神に基づき一定の給付金を支給することにより、その精神的・経済的負担の軽減を図っている。

しかし、支給に関しては相当の時間を要し、当面、生活に困窮している被害者等には貸付制度の設置、また治療費の負担軽減、生活保護、育児支援など自治体と連携した福祉制度の活用を図る必要がある。

#### 4 直接支援

被害直後から、被害者は呆然自失状態に陥わらず、催事や公務所での事務手続、捜査機関からの聴取・公判傍聴等様々な対応に迫られており、精神的な負担を軽減するためにも、民間支援団体の活動員による病院・各公務所などへの付添支援が有用である。

また、被害者遺族との会合は、被害者にとって心情を吐露できる場、共感する場、回復に役立つ場として極めて重要である。支援側にとっても、被害者の生の声を拝聴することによって、支援する心構えや具体的な支援策をみいだすことができ有用な場である。

### 第3 被害者支援関連機関・団体と民間支援団体

犯罪被害者が、直接に関わる警察・検察庁・裁判所による支援は、最も重要である。

しかし、被害者のニーズに充分に応えるためには、被害者自身の生活全体に関わるニーズを把握し、様々な機関・団体の支援内容、役割を理解し、協力・連携を図ることが大切である。

#### 1 地方公共団体との連携

地方公共団体の犯罪被害者支援の役割は極めて重要である。所謂犯罪被害者のみならず、市民生活の基盤としての健康・福祉、雇用、教育、住宅、保険などの資源を有しており、犯罪被害者からの相談等の接遇には、被害者心理を理解し、適切な対応が必要である。

特に、犯罪被害者支援は、各機関・団体に関連する事象が少なくなく、総合被害者支援に精通しているコーディネーターを育成することが急務である。

※ 犯罪被害者が望んでいること。

- 事務手続きを一か所で済ませる方法
- 経済的支援
  - 当座資金貸付制度の設置、住宅の提供、就労斡旋、生活保護の受給
- 総合相談窓口の設置
- 健康・福祉サービスの提供
  - 治療費の軽減、被害者支援に精通している医師の紹介
  - 特別養護施設の紹介、介護訪問

#### 2 民間支援団体

犯罪被害者の受け打撃は、事件・事故形態、家庭・生活環境、人間関係、経済的環境などにより受け止め方は異なっているが、「命を奪われる」ことは、故意・過失を問わず、受ける打撃は極めて大きいものがある。

関係機関・団体は、その時々の犯罪被害者への対応は、専門的な見地から対処しているが、「平穏な生活を取り戻すまで」の長期的なスパンで対応することになると、この間、様々な問題に対応できるのは、機動性・弾力性があり、犯罪被害者と信頼関係が構築されている民間支援団体の存在が必要であり、そこを起点として、被害者支援関係機関・団体と緊密な連携を図り、問題の解決、軽減を図る、総合的な犯罪被害者支援を展開することが極めて大切なことである。

*MEMO*

---